

「佐賀県総務事務（年末調整及び認定事務関連業務）に係る労働者派遣業務」の条件付一般競争入札に係る質問回答書

質 問 事 項	回 答
（１）別添資料２について、通勤手当有りと記載されているが、通勤手当はどのような規定で運用されているかお知らせください。 （２）別添資料２について、派遣期間中の県職員駐車場の利用は可能ですか？ 可能な場合の費用を教えてください。	（１）佐賀県会計年度任用職員の報酬等に関する条例第２条１０項及び佐賀県知事の事務部局に勤務する会計年度任用職員の報酬等に関する規則第４条により、通勤手当を運用しています。 上記の条例及び規則のリンク先は佐賀県 HP に記載しているとおりです。ご確認ください。 （２）県職員駐車場（本庁舎の敷地）を使用することはできますが、通勤距離が８キロ以上ある場合に限られます。なお、使用する場合には県担当部署から使用許可を受ける必要があります。 また、使用料は月額 2,500 円で、月に１日でも使用されると１月分の使用料が発生します。